

大同機械における競争的資金等の不正使用に係る
調査の手続き等に関する規則（公開版）

2023年2月2日

（趣旨）

第1条 この規則は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、株式会社大同機械における競争的資金等の不正使用防止に関する規則（公開版）（以下「不正使用防止規則」という。）第10条に定める競争的資金等の不正使用に係る調査の手続等に関し必要な事項を定める。

（不正使用の定義）

第2条 競争的資金等の不正使用とは、実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、競争的資金等の配分機関(以下「配分機関」という。)あるいは社内で定められた規則等に違反する行為をいう。

（調査）

第3条 不正使用防止規則第5条第3号に定める統括調査責任者は、次の各号に規定する受付又は確認をした日から起算して、30日以内に調査の要否を判断するものとする。

- (1) ホットラインへの通報
 - (2) 監査等(報道又は会計検査院その他の外部機関からの指摘を含む。)
- 2 統括調査責任者は、前項により調査を要すると判断した場合において、競争的資金等不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、調査を行うことができる。
- 3 調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- (1) 通報者、被通報者その他の関係者からの聴取
 - (2) 通報及び監査等(以下「通報等」という。)に係る競争的資金等に関する資料等の調査
 - (3) 調査中における被通報者に対する通報等対象制度に係る競争的資金等の一時的な使用停止命令
 - (4) その他調査にあたり合理的に必要な事項
- 4 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。

- 5 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 6 報告書は、第1項に規定した受付又は確認をした日から起算して、210日以内に配分機関に提出するものとする。
- 7 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 8 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 9 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査委員会の組織等)

- 第4条 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は、代表取締役が指名する者をもって充てる。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 役員及び従業員の中から 2名
 - (2) 当社並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない弁護士、会計・監査業務の専門的知識を有する者など社外有識者 2名
 - (3) その他委員長が必要と認めた者
 - 3 前2項の規定において、特別の事情があると代表取締役が認める場合には、これによらないことができる。この場合の調査委員会の組織は、前2項の規定に準じて、代表取締役が定めるものとする。
 - 4 第2項各号に規定する委員は、統括調査責任者が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、次条に規定する審理及び裁定に基づき、代表取締役から提出する報告書を配分機関が受領することをもって終了とする。

(審理及び裁定)

- 第5条 調査委員会は、不正使用行為の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し裁定を行う。
- 2 裁定を行うにあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、不正使用行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置をとることとする。
 - (1) 懲戒事由等に該当する可能性のある場合、代表取締役への報告
 - (2) 研究活動の停止措置等に関する代表取締役への勧告
 - (3) 研究費の使用停止・返還措置等に関する代表取締役への勧告

- (4) 定期的な報告の義務付け等調査委員会による継続的な指導
 - (5) 配分機関、関連機関等への通知及びこれらの機関との協議
 - (6) その他不正使用の排除のために必要な措置
- 4 裁定の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。公表事項について裁定対象者の意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表するものとする。
- 5 調査委員会は、不正使用行為が存在しなかったことが確認された場合は、裁定対象者の研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(守秘義務)

第6条 調査委員会の委員は、本規則に基づく不正使用に係る調査及び審理により知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。

(関係機関との連絡協議)

第7条 調査委員会は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、管理本部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に係る調査の手続き等及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2023年2月2日から施行する。